

検査結果で、B型肝炎ウイルス感染が判明した方へ

## 集団予防接種が原因で

B型肝炎ウイルスに感染した方には

# 給付金が支給されます

手続きをご検討ください



### 金額の目安(病態別)

死亡・肝がん・肝硬変(重度)	3,600万円
肝硬変(軽度)	2,500万円
慢性肝炎	1,250万円
無症候性キャリア	50万円

注) 経過期間によって給付金額が変わる可能性があります。詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。

以下の4つの要件を満たす方が対象です

1.  B型肝炎ウイルスに持続感染(※)している方

(※) 6ヶ月以上の間隔をあけた連続した2時点において、HBs抗原が陽性(検査結果が「+」)である場合に、持続感染が認められます。

- ・HBV-DNA陽性またはHBe抗原陽性の検査結果でも同様です。
- ・HBc抗体陽性(高力値)の検査結果の場合、1時点の検査結果でも持続感染が認められます。

2.  満7歳になるまでに集団予防接種を受けた方

3.  昭和23年7月1日～昭和63年1月27日の間に、集団予防接種を受けた方

4.  集団予防接種以外の感染原因(輸血等)がない方

上記1～4の要件を満たす母親や父親から感染した方も対象となります。

